

◎指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する件
 新旧 対 照 条 文

○指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百四十七号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第二百二十七条第三項に規定する指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものは、次の各号のいずれにも該当する者とする。 一 （略） 二 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表第9の重度障害者等包括支援サービス費の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者に対する入浴、排せつ、食事等の介護その他これに準ずる業務に三年以上従事した経験を有する者	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第二百二十七条第三項に規定する指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものは、次の各号のいずれにも該当する者とする。 一 （略） 二 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表第8の重度障害者等包括支援サービス費の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者に対する入浴、排せつ、食事等の介護その他これに準ずる業務に三年以上従事した経験を有する者